

保険業法（平成七年法律第百五号）（附則第五十六條關係）

改正案	現行
<p>第九十八條（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。</p> <p>6～8（略）</p>	<p>第九十八條（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「特定社債」又は「資産流動化計画」とは、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項若しくは第五項（定義）又は第五条（資産流動化計画）に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。</p> <p>6～8（略）</p>